

税

国民健康保険料

介護保険料

下水道使用料

農排使用料

下水道受益者負担金

保育料

滞納は NO!!!

債権特別対策室は滞納整理を着々と進めています

【表1】平成18年度末の滞納状況（債権特別対策室で取り扱う公金）

区分	収入予定額	滞納額
税（市民税、固定資産税、軽自動車税）	86億1千万円	6億9千万円
国民健康保険料（税）	22億3千万円	3億7千万円
介護保険料	7億9千万円	2千万円
下水道使用料・農業集落排水使用料・下水道受益者負担金	5億5千万円	5千万円
保育料	3億5千万円	1千万円
合計	125億3千万円	11億4千万円

9%もの公金が滞納され、 財政難に拍車をかけています

平成18年度末の滞納額は、税、国民健康保険料（税）、介護保険料、下水道使用料、保育料などを合わせ、約11億4千万円余りで、総収入予定額の9パーセントを上回っています。（表1）市としては、財政が危機的状況の中、大切な税金等を確保することは極めて重要ですが、それ以上に市民みなさんの負担の公平化を図ることが大きな課題だと考えています。

公金の滞納は

許されるものではありません!!

税や保険料などは、行政サービスを行うための最も重要な財源です。多くの市民の方々は納期限までに納付していただいておりますが、一部の方はさまざまな事情により滞納しています。しかし、その理由の大半が“家や車のローンがあるから税金が払えない”などで、滞納する理由にはならないことは言うまでもありません。

$$\frac{\text{【滞納額】 } 11.4 \text{ 億円}}{\text{【収入予定額】 } 125.3 \text{ 億円}} = 9.1\% \text{ 【滞納率】}$$